

中部学生ヨット連盟 レース委員ガイドンス

本ガイドンスは、中部学生ヨット連盟規約第22条に基づき制定する。

中部学生ヨット連盟規約（委員会）第22条

1. 委員会は、会長が任命し評議員の二分の一以上の承認で決定される。
2. 委員会は、別途定められた委員会ガイドンスにより運営される。
3. 委員会は、別途定められた委員会ガイドンスにより委員の人数、要員数を定める。
4. 委員は、加盟大学より推薦により会長が任命する。必要により加盟大学関係者以外からも任命することができるが、この場合、委員会定数の三分の一の人数を最大とし会長が任命する。
5. 委員が任期途中で退任した場合は、必要により会長は速やかに後任の委員の選出を行い、評議員の承認を得なければいけない。

第1条 委員の目的

- (ア) レース委員（以下委員）は、中部学生ヨット連盟（以下連盟）および連盟に委任された大会のレースを行う。
- (イ) レースを行うためのスタッフ育成を行う。

第2条 委員の人数

- (ア) 委員は、11人（加盟校数）と加盟大学校以外の委員4名の最大15名とする。
- (イ) 人数は、加盟校の増減にあわせ見直しを実施する。

第3条 委員の任命

- (ア) 委員は、加盟各校から1名選出し会長が任命する。
- (イ) 委員は、監督、コーチなどからも選出は可能とするが、その者が、公平にレース運営を行うことができるか、会長は判断する必要がある。
- (ウ) 第3条の委員が途中退任した場合は、会長は速やかに後任の委員を選出し、規約第22条に則り承認を得る。

第4条 委員の任命（加盟大学校以外）

- (ア) 加盟校校以外からも以下によりレース委員を任命することが出来る。
 - ① 加盟校から推薦された者
 - ② 連盟学生委員経験者
 - ③ 全国の様々なレース運営で活躍しており、連盟の運営に協力的な者
- (イ) 会長は、レース運営実績、保有資格、適正を総合的に確認し判断をして任命する。

第5条 委員の承認

会長は12月の評議会でレース委員の承認を申請しなければいけない。

第6条 委員の任期

- (ア) 委員の任期は、1年間とし再任は妨げない。
- (イ) 期間は、1月1日より12月31日までとする。
- (ウ) 最大任期は、4期とし次回までは1年以上あけるものとする。

第7条 委員長を選任

- (ア) レース委員は、委員長を設置する。
- (イ) 委員長は、レース委員の互選で選任し、会長の推薦で評議員の二分の一以上の承認を得る必要がある。

第8条 委員長の役割

委員長は、活動がスムーズにいくよう運営する役目を負う。

第9条 委員の解任

任期途中で委員がコンプライアンスに反する行為を行った場合は、会長は委員の解任を提案し、評議員の二分の一の議決をもって解任する。

第10条 委員の活動

委員の活動は、大会運営の中でもレース実施にかかわる部分の運営を行う。具体的には以下のとおり。

- 連盟が作成したレース公示に基づいた、帆走指示書の作成・修正
- レース運営の備品確認、片付け。機材不足分の購入は、連盟が行う。
- 当日のレース（競技）運営。
- 記録の作成は、連盟、レース委員で協議する。

第11条 大会運営

大会運営のうちレース運営は、レース委員が行う。
その他は、連盟が行う。

第12条 委員の交代

レース委員が大会に参加できない場合は、レース委員もしくはレース委員より指示を受けた自大学の学連委員が自大学の他のOB・OGにレース委員の代理として運営を依頼する。

第13条 委員の教育

委員は、勉強会を開催し、レース運営、ルールに関する知識を深めることを推奨する。なお、JSAFが主催するマネージメントクリニックやルール勉強会がある場合は、これを優先する。この場合、参加費用の二分の一を連盟が負担することができる。

第14条 ガイドの運用と改定

ガイドは、2024年1月1日より運営を開始する。改定案はレース委員で作成し学連会議、評議員会の承認を得る。

以 上